

## 日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明

地方職員共済組合（以下、当組合）は、ここに日本版スチュワードシップ・コードの各原則を受け入れる旨を表明する。

**原則1．機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当組合は、「地方職員共済組合コーポレートガバナンス原則」を公表し、その中でスチュワードシップ責任を果たすための方針、及び、自らの役割を明らかにしている。すなわち、当組合は、地方公務員共済制度の中で組合のために長期給付積立金を運用するという役割を担っており、その財産価値を増殖し、組合員の利益に資するべく、長期的に価値が増大すると見込まれる企業の株式に投資し、かつ、その企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待するものであり、万が一、株主価値の増大が見込まれない場合には、受託者責任を果たすために株主価値増大に必要な経営を求めていく。

**原則2．機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当組合は、委託先運用機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっている。委託先運用機関の選定と評価については、利益相反の発生懸念を排除する観点から客観性に基づいた一定のプロセスが求められるところであり、その方針については「長期経理の余裕金の運用に関する基本方針」に定めて公表している。また、委託先運用機関の議決権行使における利益相反の発生回避に関しては、「株主義決権行使ガイドライン」に定めて公表している。

**原則3．機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**

当組合は、委託先運用機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっている。委託先運用機関に対しては、議決権の行使状況や企業との対話等のコーポレートガバナンスに関する活動状況について、定期的にヒアリングを行っている。

**原則4．機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。**

当組合は、「地方職員共済組合コーポレートガバナンス原則」を公表しており、その中で、公正かつ効率的な手法を選択してコーポレートガバナンスの向上に取り組むことにより、株主価値増大に必要な経営を求めていくこととしている。

**原則5．機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**

当組合は、議決権行使に関する方針を「株主義決権行使ガイドライン」として公表している。また、議決権行使結果についても、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表している。

**原則6．機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。**

当組合は、ホームページで、議決権行使結果を定期的に報告している。また、当組合のコーポレートガバナンス原則や議決権行使ガイドラインについても当組合のホームページで適宜、参照することが可能となっている。

**原則7．機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。**

「地方職員共済組合コーポレートガバナンス原則」に記載がある通り、当組合では「適正な経営判断が担保されるよう、それらの経営判断を生み出す装置たる企業の体制に注目する」こととしており、委託先運用機関と対話し、適宜、関連する情報を収集することで適切な視点、判断能力を備えていくこととする。

以上